

令和 2 年度決算に係る

定期監査
決算審査
資料

令和 3 年 7 月

総務部 人権局 人権・同和対策課

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
(1)	指摘事項	
(2)	監査意見	
(3)	決算審査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	職員の定員、現員調べ	1 頁
4	役付職員の調べ	2 頁
5	主な事業に関する調べ	3 頁
6	決算資料（総括表）	10 頁
7	事業別実施状況調べ	11 頁
8	予備費の充用調べ	16 頁
9	繰越関係調べ	16 頁
(1)	継続費逐次繰越調べ	
(2)	繰越明許費調べ	
(3)	事故繰越調べ	
10	収入証紙取扱調べ	16 頁
11	現金取扱状況	16 頁
12	財産に関する調べ	17 頁
(1)	公有財産	
(2)	金券類の保有状況	
(3)	基金	
(4)	債権	
13	財産の貸付け及び使用許可調べ	20 頁
(1)	土地及び建物	
(2)	物品（1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの）	
14	借受不動産明細調べ	21 頁
15	職員駐車場の管理状況調べ	21 頁
16	寄附物件の受納状況調べ	21 頁
17	備品の処分状況調べ	21 頁
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	21 頁
(1)	亡失、損傷の報告状況	
(2)	物品確認の実施状況	
19	貸付金等状況調べ	22 頁
(1)	総括表	
(2)	償還状況	
	意見、要望等	22 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項 該当なし

(2) 監査意見 該当なし

(3) 決算審査意見

決 算 審 査 意 見	処 理 状 況 等
収入未済額の縮減について	<p>【鳥取県専修学校等奨学資金貸付金】 〈R2年度取組状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初返還計画通りの現年度新規調定に対する回収率は90%以上の高水準を保っている。過年度滞納分の回収率は、現年度新規調定と比較すると低いものの、令和2年度は9名の滞納者に対する回収業務を債権回収会社に委託したところ、残額の一括回収や定期回収につながった。 〈処理方針〉 ・過年度分については、税務課が一括契約している債権回収会社において、当課委託案件も高水準で回収されているため、委託を継続する。 ・納付が見込まれない案件については、税務課と連携して、支払督促等裁判手続への移行も検討する。 ・現年度分（新規調定）については、返還が遅れた者に人権・同和対策課の担当者からこまめに連絡をとり、遅くとも期限から2月以内に納付されるよう状況を注視し、年度内の納付となるよう働きかける。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		合計		備 考
	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	
定 員	10	10	0	0	0	0	10	10	
現 員	10	10	0	0	0	0	10	10	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度 任用職員	2	3	0	0	0	0	2	3	人権相談員 1名 事務員 1名

4 役付職員の調べ

(令和3年7月1日現在)

職 名	氏 名	在 職 期 間		備 考
局 長	小 林 靖 尚		3 月	
課 長	宮 田 晴 江		3 月	
課長補佐	岩 下 由紀子	1 年	3 月	
課長補佐	岸 本 英 夫	1 年	3 月	
課長補佐	長 池 真由美	2 年	3 月	

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
鳥取県人権尊重の社会づくり推進費 (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会)	868				868
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新时代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり				
政策項目	—				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づき設置している「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」(以下「協議会」という)を開催し、県の人権施策に県民の幅広い意見を反映させる。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、第5回鳥取県人権意識調査の実施に係る小委員会、差別事象等検討小委員会をそれぞれ開催し、委員の意見を求めた。</p> <p>1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会</p> <p>【第1回】 ○開催日：令和2年8月6日(木) ○場所：県庁講堂 ○主な議題 ・新型コロナウイルス感染症に係る人権尊重の確保方策について ・人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況(R1)について(報告) ・差別事象検討小委員会の開催概要(R1)について(報告)</p> <p>【第2回】 ○開催日：令和2年10月26日(月) ○場所：県庁議会棟 特別会議室 ○主な議題 ・鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について ・新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言(報告) ・鳥取県新型コロナウイルス感染拡大防止のためのクラスター対策等に関する条例(報告) ・新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言(報告)</p> <p>【第3回】 ○開催日：令和3年2月5日(金)～同年2月15日(月) ○場所：書面開催 ○主な議題 鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正について</p> <p>2 人権意識調査検討小委員会 ○開催日及び場所 第1回：令和2年7月23日(火) 県庁第20会議室 第2回：令和2年10月18日(金) 県庁第28会議室 第3回：令和3年2月5日(金)～同年2月15日(月) 書面開催 ○主な議題 調査票案及びクロス集計項目についての検討について</p>					

3 差別事象検討小委員会

【第1回】

- 開催日：平令和2年8月6日（木）
- 場 所：県庁講堂
- 主な議題
 - ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見への対応について
 - ・市町村等から報告のあった差別事象について

【第2回】

- 開催日：平令和3年3月23日（火）
- 場 所：県庁議会棟3階 特別会議室
- 主な議題
 - 市町村等から報告のあった差別事象について

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正においては、新たに差別行為の禁止・差別解消のための取組を明示することとし、電子アンケートにより広く県民の意見を聞くとともに、各分野の当事者団体等と意見交換を重ね、条例改正に反映させた。

ウ 成果及び効果

今回実施した人権意識調査では、従来の設問形式とは異なる設問（意識・行動・実態別）とし、専門家の意見を取り入れながら、多角的にクロス集計を行い、様々な角度による分析を行った結果、より一層の対応が求められる人材分野等が明らかになった。

エ 課 題

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部改正及び人権意識調査の結果を踏まえ、人権施策基本方針を改訂することとし、基本方針に基づいた人権尊重の視点に立った行政施策が実施されるよう、施策の進行管理を行う必要がある。

事業名	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起 債	その他	一般財源
鳥取県人権尊重の社会づくり推進費 (人権尊重の社会づくり相談ネットワーク事業)	3,209	156			3,053

将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり
政策項目	—

(概要)			
ア 目的及び事業の実施状況			
(ア) 目的			
県民からの人権に関する相談に総合的に対応し、人権相談員からの助言や情報提供、専門相談員からの支援、関係機関との連携などを行い、相互の理解と自主的な取組によって解決の促進を図る。 また、「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」としても位置付けられている。			
(イ) 事業の実施状況			
・人権相談窓口設置場所等			
地域	設置場所	相談員	専門相談員
東部	人権局	2人	・法律、臨床心理等の有識者 38人 ・必要の都度対応
中部	中部地域振興局	2人	
西部	西部地域振興局	2人	

・業務内容

県民からの人権相談に対応し、次のとおり解決を支援

- (i) 相談内容の傾聴、相談員による助言・情報提供
- (ii) 関係機関と緊密に連携した支援
- (iii) 専門相談員による専門的な識見からの助言

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

特になし。

ウ 成果及び効果

○鳥取県、鳥取県警、鳥取地方法務局、鳥取県弁護士会の4者による新型コロナウイルスに関する差別的扱いや誹謗中傷から陽性者等を守る共同行動宣言を行い、4者が連携して誹謗中傷等の被害者を支援する体制を構築した。

○下記の相談事例に掲げるとおり、人権相談員が中立的な立場で懇切、丁寧、他機関の協力も得ながら、機動的に各種相談の解決を促進した。調査、勧告、公表などの権限はないものの、現状ではおおむね相談者の満足を獲得している。

・相談件数

面接	電話	封書等	計
117	288	9	414

前年度：340件

・相談内容 ※相談1件であっても相談内容により複数の分野に計上

同和問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計
5	2	138	33	17	20	84	83	229	611

・対応状況

情報提供・助言	他機関（県の機関）紹介	他機関（県以外）紹介	その他（傾聴など）	計
361	14	7	32	414

・主な支援類型と具体例

支援類型	具体例	
	分野	対応状況
相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進	労働者生活困難者	姪が勤務する企業（県外）はブラック企業で賃金未払いがあるにもかかわらず、今日中に寮を出るように言われているとの相談があった。現地の自立相談支援センターに架電し事情を説明した上で、当面の宿泊場所の確保と、今後の公的支援制度の活用について検討を依頼し、宿泊場所の確保等を行うことができた。
	高齢者生活困難者	妹（60歳代）は生活保護を受けながら単身で生活しているが、3～4人の高齢者に毎日のように誘われて、「コーヒーをおごれ」など支払いをさせられているとの相談があった。福祉事務所の相談員に連絡したところ、「同じマンションの高齢者仲間との認識はあったが、早速伺って話を聞いてみます。」とのこと。継続した対応を依頼した。
	高齢者生活困難者	隣人の認知症の高齢女性が一晩中玄関前におられたり、ごみ箱をあさったりしているとの相談があった。包括支援センターのケアマネージャー及び福祉事務所のケースワーカーに状況を説明した上で対応を依頼。今後も継続して見守りを続けることとなった。
相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進	病気の人の	重度障がいのため常時介護が必要であり、付き添い有りて入院していたが、コロナ禍で今後の付き添いは不可とされたことについて相談があった。当該病院に連絡し、今後の対応を検討いただくよう依頼した。

ケース会議を開催する等、関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進	障がい者	一人暮らしを希望する精神障がい者が、家族が管理する自らの障害者年金を自分に返すよう強く求めていることについて、当該親子、病院関係者及び支援関係者（人権相談員を含む）で協議の場を持ち、入院治療を行うこととなった。その後も病院関係者、支援関係者、本人・家族が一堂に会して退院後の支援策等に係る協議の場を設けている。
問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供	労働者犯罪被害者性的マイノリティ	社員旅行で上司と同室となったが、翌朝上司が自分の股間をまさぐり愛撫し始め、射精してしまった。その様子を写真に取られ、深い屈辱感に襲われたとの相談。①ハラメントであり労働基準監督署への相談 ②警察への被害届及び弁護士訴訟相談 ③写真の削除を求める等について助言した。
	高齢者男女共同参画	姉は夫から身体的・精神的DVを受けており、認知機能にも障害が生じている。離婚させたいが経済的不安があるとの相談。①DVについては福祉保健局配偶者暴力センターへ相談、②経済的問題について福祉事務所へ相談するよう紹介した。

エ 課 題

- ・ 県民が相談窓口の情報を入手できるよう、継続的に、かつ、どのような相談が受けられるのか具体的にわかりやすく周知することが必要。
- ・ 引き続き、市町村や相談関係機関等に対して、相談ネットワークの周知と連携・協力の依頼を行い、関係機関とのさらなる連携・協力を進める。特に、犯罪に巻き込まれている場合など、相談者が刑事責任、民事責任の追及を希望するときには、警察本部、鳥取地方法務局、弁護士会と県内3か所に立ち上げた「相談支援連絡会」を効果的に活用する。
- ・ 重大な人権侵害事案で、対応に困難が予想される場合は、関係機関と連携しながら、相談者へのフォローを行うことが必要。
- ・ 市町村等で人権相談を担当する相談員を含め、相談スキルのレベルアップに取り組み、相談者支援の充実を図ることが必要。

（参考）

こどもいじめ人権相談窓口の設置

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日から人権局に新たに「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、引き続き、子どものいじめに係る相談に対応している。

- ・ 電話相談：24時間対応 ・ メール相談：24時間受付
- ・ 相談件数：26件（前年度31件 人権相談件数の内数）

「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置

県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故が発生した場合、関係者の了解のもとに事実関係を確認し、問題の解決に向けての検証等を行う「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置することとしている。ただし、令和元年度までに設置された事例はない。

事業名	決算額	財 源 内 訳			
		国庫支出金	起 債	その他	一般財源
部落差別解消推進事業	4,938	1,360			3,578
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり				
政策項目	—				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

部落差別解消法が平成28年12月に施行されたことを受けて、部落差別解消に向けて早期に対応すべき課題に対応する具体的施策により、部落差別解消の推進を図る。

(イ) 事業の実施状況

1 部落差別解消推進に係る啓発広報

(1) 部落解放月間(7月10日から8月9日まで)での啓発

若年層へのPRを狙い、マンガを使用したポスターを作成し学校及び関係機関に配付した。

(2) 身元調査お断り運動(9月)における啓発

身元調査お断りのリーフレットを市町村等関係機関に配布して周知を呼びかけたほか、県庁前の電光掲示板によりPRを行った。

(3) 部落差別解消推進法施行(平成28年12月)を記念した啓発広報等の実施

12月に部落差別解消の啓発ポスター(660枚)を及びチラシ(3,700枚)を作成し、県内市町村、学校、公共施設等に配付した。また、JR鳥取・倉吉・米子駅構内のデジタルサイネージへの掲示を行った。

2 隣保館相談支援機能強化事業

(1) 隣保館相談支援機能強化アドバイザーの派遣

鳥取市、米子市、倉吉市、琴浦町の隣保館等にアドバイザーを計10回派遣し、隣保館の役割と可能性、地域支援、個別支援等についての講演やケース検討への助言を行った。

(2) 隣保館相談支援機能強化研修

R2.7月:地域福祉課題対応スキルアップ研修

内容 地域共生社会の実現と隣保館の役割

講師 鳥取大学地域学部地域学科 竹川俊夫准教授

参加者 40人

R2.11月:隣保事業実践発表研究会

全国隣保館連絡協議会が開催する中国ブロック研修会に合わせて実施
(東・中・西部に拠点を設け、オンライン開催)

参加者 179人

R2.12月:ソーシャルワーク・スキルアップ研修

内容 差別を受けた被害者への対人援助のアプローチ

講師 性暴力被害者支援センター・ひょうご 福岡ともみ事務局長

参加者 48人

3 各団体に対する補助金等

関係団体が行う部落差別解消に向けた啓発及び研修等の活動に対して助成を行った。

(単位:千円)

区分	補助率	予算額	当初交付 決定額
部落解放同盟鳥取県連合会補助金	県1/2	2,500	2,128
鳥取県隣保館連絡協議会補助金	県1/2	600	600
鳥取県同和対策協議会補助金	定額	126	126
全国隣保館連絡協議会負担金	—	550	550

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

1 部落差別解消推進に係る啓発広報

部落差別への関心が薄い若年層に対して、マンガ等を活用することにより、目に触れやすく関心を持ちやすい広報の手法を取り入れた。

2 隣保館相談支援機能強化事業

アドバイザーを連続的に派遣し、具体的なケースの検討を行うことで隣保館職員の相談支援のスキル向上を図った。また、地域の福祉相談機関等との連携が強まるよう社会福祉協議会の職員と合同で研修の受講を行うなどの工夫を行った。

ウ 成果及び効果

1 部落差別解消推進に係る啓発広報

ポスターやリーフレットの作成配付等により、部落差別や身元調査が人権侵害であり許されない行為であることを啓発することができた。

2 隣保館相談支援機能強化事業

隣保館職員と社会福祉協議会等の福祉関係職員と一緒に研修を行うことで、情報の共有やネットワーク構築の促進につながった。

エ 課題

1 部落差別解消推進に係る啓発広報

部落差別解消推進法の趣旨をふまえ、今後も差別意識の解消に向けてより一層啓発に努めていくことが必要。

2 隣保館相談支援機能強化事業

相談支援体制の充実のために隣保館と県内や地域の福祉相談機関等との連携が重要であるが、ネットワークづくりが不十分であるため、引き続きネットワーク構築の推進が必要。

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
性的マイノリティの人権推進事業	1,192	479			713
将来ビジョン	V【支え合う】お互いを認め、尊重して、支え合う				
令和新時代創生戦略	2. 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む (2) 人財とっとり ③ 女性、高齢者、障がい者など多様な主体が輝く地域づくり				
政策項目	—				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県内において性的マイノリティ(LGBT)の方々に対する無理解や誤解による差別、偏見のための生きづらさなどを解決する方策が求められている中、市町村をはじめとする様々な関係機関と連携・協力した当事者支援に関するネットワーク化、相談を受ける相談員の人材育成、当事者が気軽に立ち寄ることのできる「コミュニティスペース」の提供などを進める。

(イ) 事業の実施状況

1 LGBT支援相談員及びファシリテーターの人材育成

県、市町村等でLGBT専門相談を受ける者及びコミュニティの運営に携わるファシリテーターの育成を目的とした連続研修等の実施。

対象者：県、市町村等で人権相談に携わる者、「LGBTの人権」に携わる市町村職員、教職員、LGBTに関心のある者、活動団体のメンバー等

・連続研修及び特別講座(年11回実施)受講者総数→312名

・県外研修(えひめLGBTセンター等)派遣者数→5名

2 居場所づくり(コミュニティスペース)

(1) スタートアップ支援学習会…鳥取市：12/13(日)、倉吉市：1/23(土)、米子市：2/14(日)

(2) コミュニティスペースの開設…鳥取市：1/16(土)、2/20(土)、3/20(土・祝) ※月1回の開設

3 LGBTの人権に係る啓発

「多様な性を理解し行動するため職員ハンドブック」「ALLYバッジ」を作成するなど、LGBTの人への偏見や差別意識を解消していくため、様々な啓発の取組を行った。

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

事業を円滑に進めるため、鳥取・倉吉・米子市の担当者及び関係機関の担当者を集め

た会議を年間3回実施した。

ウ 成果及び効果

- ・人材育成研修を実施したことで、各関係機関との連携・協力をした取組の一つとなった
- ・スタートアップを目的とした支援学習会を開催し、その後、鳥取市において、県内初のコミュニティスペースが開設され、当事者の息苦しさ、悩み事などの解決に向けた第一歩を踏み出すことができた。
- ・作成した職員ハンドブック等の啓発資料等を市町村に提供することにより、職員研修、各種研修会等で活用することができた。

エ 課題

LGBTの方々の生きづらさを解消するとともに、アウティング対策など、誰もが自分らしく生きていける社会づくりの推進のため、引き続き、学校や職場、地域などで正しい理解促進の取組を進める必要がある。

6 決算資料

一般会計（歳入）

（単位：円）

区分	科目	予 算 現 額				調 定 額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	備 考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源充当額	計					
歳 入	行政財産使用料	433,000	0	0	433,000	460,448	460,448	0	0	
	民生費国庫補助金	116,078,000	△5,339,000	0	110,739,000	110,693,000	110,693,000	0	0	
	民生費委託費	16,885,000	0	0	16,885,000	12,465,712	12,465,712	0	0	
	財産貸付収入	302,000	0	0	302,000	198,914	198,914	0	0	
	専修学校等奨学金 貸付元利収入	5,051,000	0	0	5,051,000	12,732,961	6,505,956	0	6,227,005	
	雑 入	6,000	0	0	6,000	9,101,525	9,101,525	0	0	
	県 債	4,000,000	0	0	4,000,000	4,000,000	4,000,000	0	0	
	合 計	142,755,000	△5,339,000	0	137,416,000	149,652,560	143,425,555	0	6,227,005	

注1 この資料は、予算科目の目名で記載すること。

2 前年度からの繰越分がある場合は、現年度分と前年度繰越分の合計額を記載し、上段に（ ）書き内数で前年度繰越分の額を記載すること。

一般会計（歳出）

（単位：円）

区分	科目	予 算 現 額					支出済額 （決算額） B	支出済額の内訳		翌年度 繰 越 額 C	差引残額 （不用額） A-B-C	備 考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰 越 額	予 備 費 支出及び 流用増減	計 A		本 庁	出納 機関			
歳 出	社会福祉総務費	351,868,000	△14,064,000	0	0	337,804,000	313,450,531	305,657,231	7,793,300	1,774,630	22,578,839	
	合 計	351,868,000	△14,064,000	0	0	337,804,000	313,450,531	305,657,231	7,793,300	1,774,630	22,578,839	

注 記載上の注意事項は歳入に準ずる。

7 事業別実施状況調べ

(単位:円)

事業名	当初予算額	補正予算額	計	支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行 率 B/A	事業計画と実績・成果、不用額の理由等
(目名)社会福祉総務費 職員人件費	73,334,000	△3,825,000	69,509,000	69,044,459	0	464,541	99.3	
(主)鳥取県人権尊重の 社会づくり推進費(鳥 取県人権尊重の社会づ くり協議会)	1,113,000	0	1,113,000	868,415	0	244,585	78.0	「主な事業に関する調べ」のとおり
(主)鳥取県人権尊重の 社会づくり推進費(人 権尊重の社会づくり相 談ネットワーク事業)	3,473,000	0	3,473,000	3,209,336	0	263,664	92.4	「主な事業に関する調べ」のとおり
(主)鳥取県人権尊重の 社会づくり推進費(人 権尊重の社会づくり調 査研究等推進事業)	33,256,000	0	33,256,000	32,929,293	0	326,707	99.0	鳥取県人権文化センター負担金
(主)性的マイノリティ の人権推進事業	1,382,000	0	1,382,000	1,191,949	0	190,051	86.2	「主な事業に関する調べ」のとおり
鳥取県人権意識調査事 業	2,878,000	△655,000	2,223,000	2,071,800	0	151,200	93.2	今後の人権施策推進のための基礎資料 とすることを目的とした「第5回人権意 識調査」を実施した。

人権啓発教育事業 (人権啓発広報事業)	4,124,000	0	4,124,000	3,959,855	0	164,145	96.0	ラジオCMや広報誌等を活用し、様々な人権に関わるトピックや施策等の情報を発信した。
人権啓発教育事業 (人権問題研修推進事業)	3,575,000	0	3,575,000	1,863,748	0	1,711,252	52.1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して様々な人権研修を企画し、実施した。 ・企業や市町村を対象としたトップセミナーは、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から中止とした。
人権啓発教育事業 (市町村・人権関係団体等支援事業)	8,925,000	0	8,925,000	6,102,549	0	2,822,451	68.4	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発活動地方委託事業(国委託) 再委託先：鳥取市外16市町 ・鳥取県人権擁護委員連合会補助金 鳥取県人権擁護委員連合会が実施する講演会や啓発広報誌の作成等の人権啓発活動を支援
人権啓発教育事業 (県民等との協働による人権啓発事業)	3,212,000	△1,500,000	1,712,000	1,656,200	0	55,800	96.7	<ul style="list-style-type: none"> ・県民企画による公募型啓発事業の実施1件採択 ・ガイナレ鳥取のSNSを活用した人権啓発に関するPRを実施した。 ・車いすバスケットボール協会及びボッチャ協会と連携した障がい者スポーツ体験教室(各6校)を開催した。
人権啓発教育事業 (楽しく身につけよう人権感覚事業)	994,000	0	994,000	0	0	994,000	0	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、人権週間(12/4~10)期間中に県民向けの啓発活動として実施している、人権週間フォーラムは、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止の観点から中止とした。

鳥取県立人権ひろば21管理運営費	11,108,000	0	11,108,000	10,419,655		688,345	93.8	<p>県民の人権学習の場として自由に交流し、人権に関する情報を発信・提供する拠点である「鳥取県立人権ひろば21」の管理・運営業務を指定管理者に委託</p> <p>【指定管理者】 （公社）鳥取県人権文化センター</p> <p>【管理期間】 平成31年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>【主な委託業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・人権ライブラリーの運営（図書等の貸出） ・交流スペース利活用事業（パネル・刊行物展示、ミニ学習会等の小イベントの開催）
鳥取県立人権ひろば21移転整備事業	9,427,000	0	9,427,000	7,652,370	1,774,630	0	81.2	<p>県立人権ひろば21が、県民ふれあい会館に移転するに伴う経費。移転先である県民ふれあい会館の工事等の日程の関係上、一部経費を令和3年度に繰り越した。</p>
鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業	1,244,000	△829,000	415,000	0	0	415,000	0	<p>鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、第三者的な視点から事実関係の調査・検証を行うため、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置する。【設置実績なし】</p>
北朝鮮による拉致被害者等帰国後支援事業	10,918,000	0	10,918,000	344,802	0	10,573,198	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・国民のつどい 令和2年11月3日、米子コンベンションセンター、参加者約250人 ・拉致問題人権学習会 出前説明会3回、出前授業2回 ・拉致問題啓発パネル巡回展示

								県内2か所で開催 ※執行率が低い理由：年度内の帰国が実現しなかったため														
とっとりユニバーサルデザイン推進事業	823,000	0	823,000	518,032		304,968	62.9	・出前授業：小中学校50校で実施 ・出前講座：9回実施 ・啓発キャンペーン：1回														
(主)部落差別解消推進事業	7,608,000		7,608,000	4,937,647	0	2,670,353	64.9	「主な事業に関する調べ」のとおり														
地方改善事業	173,398,000	△8,009,000	165,389,000	165,056,846	0	332,154	99.8	市町が実施する隣保館の運営指導監督等に要した経費市町が設置する隣保館等の管理運営に要する経費について助成した。														
								<p><隣保館等の事業取組状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業名</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">隣保館運営費（基本事業）</td> <td>26</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">特別事業</td> <td>デイサービス事業</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>地域交流促進事業</td> <td>17</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>相談機能強化事業</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">広域隣保活動事業（隣保館に準ずる施設）</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数字は取組み館数</p>	事業名		R1	R2	隣保館運営費（基本事業）		26	26	特別事業	デイサービス事業	7	4	地域交流促進事業	17
事業名		R1	R2																			
隣保館運営費（基本事業）		26	26																			
特別事業	デイサービス事業	7	4																			
	地域交流促進事業	17	7																			
	相談機能強化事業	1	1																			
広域隣保活動事業（隣保館に準ずる施設）		1	1																			
専修学校等奨学資金事業	1,076,000	0	1,076,000	869,880	0	206,120	80.8	経済的理由により就学が困難な者に貸し付けた就学資金の返還業務に要した経費														

鳥取県立人権ひろば 2 1 基金造成補助事業	0	754,000	754,000	753,695	0	305	99.9	鳥取県立人権ひろば21の指定管理者が定款で定める公益事業や施設管理の管理運営に充当するため設置した基金の造成に補助
目 計	351,868,000	△14,064,000	337,804,000	313,450,531	1,774,630	22,578,839		
合 計	351,868,000	△14,064,000	337,804,000	313,450,531	1,774,630	22,578,839		

8 予備費の充用調べ 該当なし

9 繰越関係調べ

(1) 継続費逐次繰越調べ 該当なし

(2) 繰越明許費調べ 該当なし

(3) 事故繰越調べ 該当なし

10 収入証紙取扱調べ 有 ・ 無

11 現金の取扱状況

(1) 現金取扱状況 該当なし

(2) つり銭の状況 該当なし

1.2 財産に関する調べ

(1) 公有財産

ア 土地

(令和3年 3月31日現在)

行政・普通 財産の 区分	機関名又は 施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考	
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)		
行政 財産	鳥取県立人権ひろば21	鳥取市扇町21	875.56		増加	R				R	875.56			
					減少	R				R				
計			875.56								875.56			
普通 財産	鳥取市人権交流プラザ及び鳥取市中央人権福祉センター用地	鳥取市幸町151	1,494.13	—	増加	R				R	1,494.13	—		
					減少	R				R				
計			1,494.13								1,494.13			
合計			2,369.69								2369.69			

イ 建物

(令和3年 3月31日現在)

行政・普通 財産の 区分	機関名又は 施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						本年度末		備考	
			面積 (㎡)	価額 (円)	増減 別	異動日	面積 (㎡)	価額 (円)	増減理由	登記 年月日	面積 (㎡)	価額 (円)		
行政 財産	鳥取県立人権ひろば21	鳥取市扇町21	650.47		増加	R2.9.16	49.36		人権ひろば移転に伴う財産引き受けによる。	R	903.18	不明		
					増加	R2.9.18	203.35		同	R				
計			650.47								903.18			
合計			650.47								903.18			

ウ 山林 該当なし

エ 不動産売却等 該当なし

オ 財産の交換 該当なし

カ 動産（船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック、航空機） 該当なし

- キ 物 権 該当なし
- ク 無体財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権等） 該当なし
- ケ 有価証券 該当なし
- コ 出資による権利 該当なし

(2) 金券類の保有状況

ア 金券の保有状況 有 ・ 無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
18枚	0枚	13枚	5枚
		65,830円	

(3) 基金 該当なし

(4) 債権

(令和3年3月31日現在)

債権の名称	前年度末		本年度中				本年度末		備考
	金額	件数	増		減		金額	件数	
			金額	件数	金額	件数			
財産貸付収入 (鳥取市人権交流プラザ等用地 電柱敷)	円 3,000	1	円		円 ▲1,500		円 1,500	1	
同 (鳥取市人権交流プラザ等用地)	799,396	1			▲399,698		399,698	1	
<p>鳥取市人権交流プラザ等用地(貸付期間5年)は、当該建物の毎年の利用実績に応じて貸付料が増減する契約であり、あらかじめ債権総額が確定していない。そこで、便宜上、債権総額は契約初年度の貸付料×5で算出した額とし、債権の減額分も、当該初年度の貸付料額を毎年減とするよう記載している。したがって、実際の貸付料額はこの欄に記載の額とは異なる。</p>									
専修学校等奨学資金	20,445,962	81	0		▲4,619,886	▲11	15,826,076	70	
合計	21,248,358	83	0		▲5,021,084	▲11	16,227,274	72	

13 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先 住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
普通財産	電柱敷	鳥取市幸町151	電柱1本	H29.3.31	S53.11.16	H29.4.1~H34.3.31	年額 1,500	1,500	鳥取市新品治町1番地6 中国電力株式会社 鳥取営業所長	転貸 県→市→中電
	鳥取市人権交流プラザ等用地	鳥取市幸町151	1,494.13㎡	H29.3.31	S53.11.16	H29.4.1~H34.3.31	年額	197,414	鳥取市尚徳町16 鳥取市長	当該建物の 毎年の利用 実績に応じて 貸付料が増減する。
合計								198,914		

イ 建物

行政・普通財産の区分	貸付(使用許可)目的	所在地	数量又は面積	貸付(使用許可)年月日	当初貸付(使用許可)年月日	貸付(使用許可)期間	貸付(使用)料(円)		貸付(使用許可)先 住所氏名	備考
							単価	本年度の貸付(使用)料		
行政財産	事務室、相談室、車庫	鳥取市扇町21	68.47	H29.2.22	H15.4.1	R2.4.1~R3.3.31	年額 343,620	343,620	鳥取市扇町21 公益社団法人鳥取県人権文化センター	
	事務室	鳥取市扇町21	18.80	H29.2.22	H15.4.1	R2.4.1~R3.3.31	年額 94,620	94,620	鳥取市扇町21 鳥取県人権教育推進協議会	
合計								438,240		

(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

14 借受不動産明細調べ 該当なし

15 職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

16 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

17 備品の処分状況調べ

品名 (規格・銘柄)	(保管換年月日) 取得年月日	不 用 決 定 年 月 日	処 分				備 考	
			売払 棄却 の別	売払方法・ 棄却理由	処 分 年 月 日	売払額		処分費用
ビデオ (VHS) (アサーショ ントレーニン グ第1～4 部)	平成18年 11月13日	令和3年 2月3日	棄却	経年劣化によ り使用不能	令和3年 2月3日	－円	0円	
合 計								

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 亡失、損傷の報告状況

有 ・ 無

(2) 物品確認の実施状況

有 ・ 無

19 貸付金等状況調べ

(1) 総括表

(単位：円)

貸付金の名称	貸付先	貸付額		本年度(元金のみ)			本年度末現在 貸付残高 (A+B)-(C+D+E)	備考
		前年度末現在 貸付残高(A)	本年度貸付額 (B)	償還額 (C)	不納欠損額 (D)	償還免除額 (E)		
専修学校等 奨学資金	個人	28,559,037	0	6,505,956	0	0	22,053,081	
合計		28,559,037	0	6,505,956	0	0	22,134,381	

(2) 償還状況

(専修学校等奨学資金)

(単位：円)

区分	貸付額		本年度				本年度末		備考
	前年度末現在 貸付残高 (A)	本年度 貸付額 (B)	区分	収入調定額 (C)	償還額 (D)	不納欠損額 (E)	償還免除額 (F)	収入未済額 (G-D-E)	
元金	28,559,037	0	過年度分	8,113,075	1,901,070	0	0	6,212,005	15,826,076
			現年度分	4,619,886	4,604,886	0	0	15,000	
			小計	12,732,961	6,505,956	0	0	6,227,005	
利子			過年度分	0	0	0	0	0	
			現年度分	0	0	0	0	0	
			小計	0	0	0	0	0	
合計			12,732,961	6,505,956	0	0	6,227,005		

○ 意見、要望等 なし

